

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案

【答弁のポイント】以下の質問に対し答弁

- 坂本 哲志君(自民)
  - ・地域計画の策定期限を踏まえた全農地の8割を担い手に集積するという目標年についての考え方
- 小山 展弘君(立民)
  - ・認定農業者以外の経営体に対する資金面での支援のあり方
- 神谷 裕君(立民)
  - ・農地の担い手への集積率を8割にするとの政府目標と中小・家族経営等の多様な農業経営を重視することとの整合性

本日の会議に付した案件

- 政府参考人出頭要求に関する件
- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
- 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○平口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。(略)

○坂本(哲) 委員  
その次に、農地の集積目標の八割とい

うことについて伺いをいたします。

平成二十五年、農地中間管理機構がつかられた際に、十年後に農地の八割を担い手に集積



質問する坂本哲志議員(自民)

という目標が定められました。その十年後は令和五年であります。令和二年現在の集積率は、四百三十七万ヘクタール分の二百五十四万ヘクタール、五八%であります。

今回の法改正によりすると、周知期間も含めて施行期日から起算して三年後、

いわゆる令和七年に目標地図の作成と地域計画を定めるといふふうに規定をされております。

令和五年の目標がもう既に過ぎていくわけでありまして。目標が過ぎた中で、新たな八割への目標年を決めるのか、それとも、目標地図が次の八割への達成年となるのか。集積率八割についての目標年についてどういふお考えか、伺いをいたしたいというふうに思います。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

坂本先生が御指摘のとおり、担い手への農地の集積につきましても、平成二十五年に閣議決定をされました日本再興戦略におきまして、令和五年末までに全農地の八割を担い手に集積をするという目標を掲げておるところでございます。現在の集積率、令和二年度の集積率は五八%となっておりますので、更なる取組の加速化が必要だといふふうに考えておるところでございます。

今回、地域計画を策定をいたしまして、農地バンクを活用いたしました農地の集約化を進めていくというところでしておりますけれども、地域計画の策定につきましては、

施行日前の周知期間、それから施行日から二年とを合わせて三年程度、この策



定期間、令和七年三月までということになるわけでございますけれども、設定をすることとしておるところでございます。

地域計画の策定期間につきましては、集積の目標の時期というよりは、地域で計画の策定にしっかりと取り組んでいただくために必要な期間として設けさせていただいたものでございますけれども、いざにいたしまして、地域計画に即しまして農地の集約化を進めていくということは、担い手に八割を集積するというこの集積率の向上にも寄与するものといふふうに考えておるところでございます。

(略)

○小山委員

ところで、ちよつと金融関係のことをこれからお尋ねしていきたいと思っておりますが、令和三年十二月の「人・農地など関連施策の見直しについて」では、農水省の文書では、認定農業者に限らず、目標地図において明確化された多様な経営体、サービ事業者等の利用者も、その実現に向けて取り組む場合には制度資金で後押しするとされております。これを踏まえて、認定農業者以外の方々への資金面の支援の在り方について、どのようなメニューを政府は考えておりますでしょうか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

今回の見直しにおきましては、目標地図で明確化された多様な経営体に対して、制度資金で後押しをさせていただくということとしておるところでございます。

具体的には、認定農業者でなくとも、地域において継続的な農地利用を図り生産の効率化に取り組む経営体であれば、民間金融機関が融資をすなわち農業近代化資金でございませうか、公庫融資の利用を可能とされているところがございます。

これらを通じて、地域の農業を担う経営体を幅広く確保、育成をしていきたいというふうに考えております。



(略)

#### ○神谷委員

またこの法案について伺いたいんですけども、中小・家族経営や多様な農業の重要性というのは言われているところでございます。こういった多様な農業が、農地集積八割というところでのように位置づけられるか、私は若干気になるところでございます。私には、もちろん、地域の話合いの中でしっかりと位置づけていただくということが重要になると思うんですけども、もう一方でいうと、農地の集積をやはり八割という目標を示し、そこに進んでいくということと、こういう多様な、中小であるとか本場に小さな農業であるとか、こういったことがぶつかっていかないか、そこが気になる所感ですけれども、これについての所感を

お伺いをしたいと思います。いかがでしょう。

○宮崎大臣政務官 答えをいたします。

地域の農業が持続的に発展をしていくためには、継続的な発展が期待をされる効率的かつ安定的な農業経営を担い手として育成、確保していきまして、これらの者への農地の利用集積を進めていくことは重要なことだというふうに考えております。

一方で、先ほどからも御議論がある中で、高齢化、人口減少が本格化していく中で、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念をされる中で、農地が利用されるように、地域の農業を担う人材を幅広く確保、育成することは喫緊の課題だというふうに認識をしております。

このため、今回の基盤法等の改正法案におきましては、地域計画における目標地図について、目指すべき将来の農地利用の姿として、農業を担う人ごとに利用する農用地等を定めることとしておるところでございます。

この目標地図の中で、経営規模の大小にかかわらず、また、家族か法人かの別を問わず、将来にわたり地域の農地を適切に維持活用する方々が



位置づけられるということとしておるところでございます。

このように、担い手の方のみならず、多様な経営体により、地域の農地の効率的、総合的な利用が図られるように進めてまいりたいというふうに考えております。

(以下略)

